

中富良野町農業委員の募集について

農業委員会とは、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置するものです。

農業委員会は、市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織し、農業委員会は合議体として農地の権利移動の許可・不許可などの意思決定を行います。

このたび、農業委員の任期満了を迎えることから、下記のとおり農業委員の募集を行います。

《募集内容》

1. 農業委員定数 14名(中立委員※を含む)

※ 法令により、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含むものとされております。

2. 任命期間 令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3. 主な業務内容

- ・ 農業委員会総会における農地の権利移動や転用申請許可等の審議
- ・ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定、現地調査、指導・監視
- ・ 農業者からの相談対応、農業者への助言指導

4. 資格 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
ただし、次のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5. 推薦・募集方法 ①募集期間 令和8年3月2日(月曜日)から令和8年4月20日(月曜日)まで
※土曜日・日曜日・祝日は除く

②受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

③提出書類 ・中富良野町農業委員会委員候補者届出書

〔中富良野町役場総務課窓口にて配布

または町ホームページよりダウンロード〕

・法人または団体推薦の場合は構成員名簿、定款・規約等を添付

④受付窓口 総務課庶務係

6. 情報の公表

募集期間の中間(4月上旬頃)、及び終了後(4月下旬頃)に次に掲げる情報を町掲示場への掲示及び町ホームページへの掲載により公表します。

- ① 推薦をする者(個人に限る。)の氏名、職業、年齢及び性別
- ② 推薦をする者(法人又は団体に限る。)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- ③ 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ④ 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者であるか否かの別
- ⑤ 推薦又は応募の理由
- ⑥ その他町長が必要と認める事項
- ⑦ 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者の数
- ⑧ 応募した者の数及びそのうちの認定農業者の数

7. その他

- ① 候補者届出書その他関係書類は返戻しません。
- ② 定員に満たない等の場合、募集期間は延長する場合があります。
この場合、募集期間終了日以降に町掲示場への掲示及び町ホームページへの掲載により公表します。

8. 問合せ先

〒071-0795

空知郡中富良野町本町9番1号 中富良野町役場

<総務課庶務係> 電話:44-2122

<農業委員会事務局> 電話:44-2227